○七一三・九〇	その他のもの				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
○七・一四	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
○七一四・一〇	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄				
	カッサバ芋				
	冷凍したもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
	その他のもの				
	粉又はミールのペレット				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
○七一四・二〇	かんしょ				
	冷凍したもの				
	その他のもの				
○七一四・九〇	その他のもの				
	冷凍したもの				
	さといも				
	その他のもの				
	その他のもの				
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮				
○八・〇一	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）				
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）				
	アーモンド				
○八〇二・一一	殻付きのもの				
○八〇二・一二	殻を除いたもの				
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）				
○八〇二・二一	殻付きのもの				
○八〇二・二二	殻を除いたもの				
	くるみ				
○八〇二・三一	殻付きのもの				
○八〇二・三二	殻を除いたもの				
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）				
○八〇二・五〇	ピスタチオナット				
○八〇二・六〇	マカダミアナット				

○八〇二・九〇	その他のもの				
	ぴんろう子及びペカン				
	その他のもの				
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
	生鮮のもの				
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの				
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの				
	乾燥したもの				
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
○八〇四・一〇	なつめやしの実				
○八〇四・二〇	いちじく				
○八〇四・三〇	パイナップル				
○八〇四・四〇	アボカドー				
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン				
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
○八〇五・一〇	オレンジ				
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの				
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの				
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種				
○八〇五・四〇	グレープフルーツ（ポメロを含む。）				
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）				
○八〇五・九〇	その他のもの				
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）				
	その他のもの				
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
○八〇六・一〇	生鮮のもの				
	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの				
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの				
○八〇六・二〇	乾燥したもの				
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）				
	メロン（すいかを含む。）				
○八〇七・一一	すいか				
○八〇七・一九	その他のもの				
○八〇七・二〇	パパイヤ				
○八・〇八	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）				
○八〇八・一〇	りんご				
○八〇八・二〇	梨及びマルメロ				
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）				
○八〇九・一〇	あんず				
○八〇九・二〇	さくらんぼ				
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）				
○八〇九・四〇	プラム及びスロー				
